

2026年3月23日

エコマーク商品類型 No.124「ガラス製品 Version2.5」 認定基準の部分的な改定について

公益財団法人 日本環境協会
エコマーク事務局

1. 改定の経緯、概要

エコマークの認定基準では、日本産業規格(JIS)や業界規格などをもとに適用範囲や認定の基準を設定している。JIS、および業界規格の廃止や改定に合わせ、適用範囲や基準項目で引用している JIS 等の名称等に係る部分的な改定を行う。

2. 改定箇所(追加:下線部、削除:見え消し) <改定箇所のみ抜粋>

分類 B.板ガラス

2.適用範囲

以下に該当する製品を対象とする(材質はソーダ石灰ガラス製に限る)。

「フロート板ガラス及び磨き板ガラス」JIS R 3202

「型板ガラス」JIS R 3203

「網入~~り~~板ガラス及び線入~~り~~板ガラス」JIS R 3204

「合わせガラス」JIS R 3205

「強化ガラス」JIS R 3206

「熱線吸収板ガラス」JIS R 3208

「光学薄膜付きガラス熱線反射ガラス」JIS R 3221

「鏡材」JIS R 3220

「倍強度ガラス」JIS R 3222

「複層ガラス」JIS R 3209

4-1.環境に関する基準と証明方法

(1)製品は、ガラスカレット利用率が 10%以上(重量割合)であること。ただし、光学薄膜付きガラス熱線反射ガラスおよび複層ガラスは本項目を適用しない。

【証明方法】

ガラスカレット利用率を付属証明書に記入し、提出すること。

(2)光学薄膜付きガラス熱線反射ガラスは、日射熱取得率が 0.4 以下であること。

【証明方法】

日射熱取得率を付属証明書に記載すること。試験方法および計算方法は、JIS R 3221 によること。

(7)製品は、使用後に再び板ガラス原料としてリサイクルし易いよう、表 1 に掲げる異種材料の分離が可能であること。ただし、鏡材は本項目を適用しない。

表 1 分離すべき異種材料

| 異種材料 | 使用されるガラスの用途 |
|-------|---|
| 中間膜 | 合わせガラス、防犯ガラス、防音ガラスなど |
| 金網、線材 | 網入 り ガラス、線入 り ガラスなど |
| 金属テープ | 耐熱強化ガラスなど |

【証明方法】

表 1 の異種材料の分離方法について説明すること。

分類 E.理化学ガラス・医療用ガラス

2.適用範囲

以下に該当する理化学ガラス・医療用ガラスを対象とする。

「ガラス管類」JIS R 3644

「ガラス棒」JIS R 3645

「顕微鏡用カバーガラス」[JIS B 7258](#)~~JIS R 3702~~

「顕微鏡用スライドガラス」JIS R 3703

「化学分析用ガラス器具」JIS R 3503

~~「注射用バイアル」JIS R 3521(廃止)~~

「ガラス製薬品びん」JIS R 3522

「ガラス注射筒」JIS T 3201

3.改定日:2026年4月1日

以上